

島田市工場立地に関する準則を定める条例(案)に係る意見募集結果及び意見に対する対応一覧

応募者数: 1件 応募意見の件数: 5件

意見提出日	応募者資格	意見の内容	意見に対する市の考え方・対応	意見による条例案への修正等
平成25年7月12日	市内に在住・在勤・在学する人	市の総合計画等では、緑地の整備を進めていくような内容が記載されている中で、特定工場の緑地面積率を緩和するのは、矛盾するのではないか？	本条例案では、既に存在する特定工場の敷地についてのみ規制を緩和するもので、住居系地域の緑地・公園や農業振興地域などの農地を減少を促進するものではありません。従って、緑地の整備に関する市の計画とは矛盾しないと考えています。	無し
		地方分権に伴う権限の移譲があったからという理由だけで、条例を制定するのでは不十分ではないか、目的は不明確ではないか？	準則制定に係る権限の移譲を契機に、市にとってよりよい特定工場用地のあり方を検討するため、まず市内の既存の特定工場用地の調査を行いました。その結果、法制定以前からある緑地未整備の特定工場用地(以下、「法制定以前の工場用地」という。)が、相当面積存在しているために、現状の緑地面積率及び環境面積率は、工業・工業専用地域で、それぞれ18.99%、21.55%、準工業地域及びその他の地域で、それぞれ11.86%、14.85%となっていことがわかりました。こうした法制定以前の工場用地は、築35年以上の老朽施設であり、生産効率や環境適応能力も低いと思われるので、最新施設への更新により、より環境負担を低減させ、またあわせて、地域への投資を促すことで、経済波及効果も期待できます。 本条例案は、緑地面積率と環境施設面積率を現状に見合った水準程度に緩和することにより、企業の施設更新を促し、特定工場用地の緑地等の面積を全体として減少させることなく、既存の特定工業用地が、地域にとってより有益なものとなるように誘導することを目的としています。	無し
		現実問題として、全国基準よりも緩和することにより、周辺住宅等への環境負担が増加することにつながらないか不安である。	島田市の場合、市内の特定工場の多くは、大井川河川敷に面した工業・工業専用地域内に立地しています。先に述べたとおり、既存の特定工場用地の緑地面積率等の平均は、現状では全国基準を満たしていませんが、限られた緑地を、住居系用地との接続面に重点的に配置することにより、現状の少ない緑地でも住居系用地との十分な緩衝機能が確保できると考えます。本条例案は、現状の緑地面積率の水準を確保する内容となっているので、緑地面積の減少により環境負担が増加することはありませんし、特定工場の届出に係る事前調整の段階で、緑地等が、住居系用地との緩衝機能が充分発揮されるよう、配置等について適切に指導します。 また、大井川河川敷の緑地等の環境が心配されますが、排水基準や環境汚染に係る規制は、その他の法令により守られているので、本条例による直接的な影響はないと考えます。	無し
		条例の施行により、工場が立地しやすくなり、乱開発に繋がらないか。	必要以上に開発圧力がかからないように、県内及び近隣市町の動向を確認し、近隣市町に比して著しい緩和とならないよう配慮しました。 また、都市計画法、農業振興地域整備に関する法律等により、開発は規制されているため、本条例により無秩序な開発にはつながらないと考えます。	無し
		意見募集の内容について、条例案そのものが資料として提示されていないので、何に対する意見募集かわかりにくかった。	今回は、条例案の骨子である緑地面積率等の緩和基準について意見を募集するという主旨であったため、条例案そのものは、資料と提示していませんでした。意見に対しては、面談により、意見募集の主旨、意見への市の考え方を改めて説明してご理解をいただきました。説明資料の内容がわかりにくいというご指摘については、今後はよりわかりやすい説明資料の作成に努めていきたいと思っております。	無し